

## タウンミーティング記録 未来へ向けて 今、ここから

日 時 令和6年7月7日(日) 午前14時～15時30分  
場 所 富士見台会館（富士見台町内会）  
参加者 23人



### 主な意見等

参加者 町内会のあり方について、上福岡市と大井町が合併する際にルール  
の統合をすることが大変だったと記憶しております。富士見台会館の  
建替えの際も苦慮しました。ルールのすり合わせについて、現状の方  
向性をお伺いしたいです。

市 長 合併した当時の集会施設は、旧大井町は公民館の分館という形で町  
内会が活用し、旧上福岡市は市の用意した土地、あるいは土地の賃料  
を市が補助金として負担し、その上に地域がお金を貯めて、市や県の  
補助金を使い、自分たちで建てて維持管理をしてきました。地域コミ  
ュニティは、自分たちで治める「自治」なので、合併したからといっ  
て行政で方向性を決めることはできませんでした。この現状を変えな  
ければならないとの思いで、これまでの旧市町の自治組織連合会の会  
長や副会長などと約5年の議論をしてきました。現在は審議会を作り、  
集会施設の在り方を検討し、「集会施設は自分たちで所有する」  
から「借りる」という方向に移行すべきという方向性を導き出して  
いただき、町内会等の施設は、市に移管をする方法もあるのではない  
かという付帯意見を付けていただきました。集会施設を自分たちで建  
てた地域の方からすると、市に譲渡してしまうのかという意見等も出  
てくるとお思いますので、一定の移行期間を設けて進めていきたいと考

えています。市の所有になったとしても、地域で維持管理を行っていただくことは変わらないと思います。しかし、市の施設となるので、改修や修繕する際は市の費用負担で行うこととなります。

参加者 市の所有になる場合、町内会の会費で修繕費が必要になってくるのかお伺いします。

市長 会費の額については、市からこうしてくださいと言えないが、修繕費として集める必要はないと思います。町内会でお話しいただければと思います。

参加者 バスの時刻表をもらいに市役所本庁舎の総合受付に行った際、受付の方から渡されたものが、平成28年度版のものだったと聞いたので、配布するものの管理していただきたいです。

市長 確認させていただきます。

参加者 富士見台会館の周辺は歩道の整備が不十分だと感じます。新田保育所の方へ下っていく道については、歩道が左にありますが、信号を渡ると歩道が右側になっていて、どちらかに統一ができないのでしょうか。また一方通行にすることができないのかお伺いしたいです。

市長 ご指摘いただいた坂の歩道は、両側ともマンションに囲まれており、歩道の整備は難しいと思います。一方通行すると、街全体の交通状況が変わってしまうことや、車とすれ違わないためにそこを通る車のスピードが速くなることがあります。一度規制をかけると解除することが難しくなることから、慎重に判断をしていかなければならないものです。

参加者 上福岡図書館入口交差点について、図書館の方へ右折する車と、福岡中央公園の方へ直進する車がぶつかっている現場を何回も見てきたため、道路の形状を変えるなどしていただきたいです。

市長 ご意見あったことを踏まえ、検討させていただきます。

参加者 富士見台公園から家の前に落ちてしまった葉を清掃してほしいです。公園の枝について、伸びてきているので剪定をお願いします。

市長 道路の方に落ちた葉については、要望として承ります。枝の剪定は、昔より剪定の間隔は伸びているという事実はございます。草の伸び方についても天候状況によって変わってきてしまうので、そういった状況を踏まえながら順次行っていきます。皆様の税金を使って行うので、箇所を絞っておこなっていきたいと思います。

参加者 県道の「あかずの踏切」について、アンダー化を検討しているのでしょうか。現在の検討状況を教えてください。

市長 合併以前にアンダー化を検討している時期はありました。事業に着手をして、当時でも60億円ほどかかると見込んでおりました。合併後に事業の見直しを図るということで、費用対効果を算出したところ、効果が得られないという検証結果があり、事業をやめるという決定をし、その後新たにアンダー化をする計画はありません。今後は、今より車が減少することも予想されますので、歩行者だけ通れる地下通路を作ることなど費用対効果を考えて検討してまいります。

参加者 富士見台地域に空き家が増えてきている印象があります。空き家の活用や中古住宅の再販について、今後どのような計画がありますか。

市長 中古住宅の活用は、不動産会社と連携を図って行っております。ふじみ野市は時期のずれはあるものの、昭和30年代後半から昭和40年代に住み始めた方や合併後に移住してきた方が多いです。空き家は、その方たちの子供やお孫さんたちが戻ってくる可能性を秘めていると考えております。空き家対策も特別措置法が改正になり、是正勧告などしやすくなったりもしましたので、課題になっている部分を解消しつつ良いまち作りを進めてまいります。